令和７年度

水道水質検査計画

中央配水場

（令和７年３月）

常滑市水道課

《令和７年度　水道水質検査計画》

１．基本方針

上水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

(1)　水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、水質管理上留意すべきとされる水質管理目標設定項目とします。

(2)　水道法で義務付けられている水道水の採水地点は、水質基準が適用される配水場系統ごとの給水栓とします。

(3)　検査項目及び検査頻度については、別紙「水道水質検査計画表（令和７年度)」のとおりとします。

２．水質検査計画の内容

飲料水の安全性を確保するため、水道法第 20 条の規定に基づき、定期及び臨時の水質検査を行い、水道水の安全性の確認を行っています。

平成 16 年度の水道法改正により、水道事業体ごとに地域性・効率性を踏まえた水質基準の柔軟な運用が可能となりました。

当水道事業では、住民の皆様の生活に重要な役割である飲料水の安全性を担保するため、あらかじめ需要者に対して水質検査計画を作成し、事前の公表という形で、その適正化と透明化を図ってまいります。

水道水質検査計画は、水質基準に基づいた水質管理を行うため、検査項目、検査頻度などについて、安全性・安定性及び効率性・合理性の両面から検討を行い作成しました。

この水質検査計画に従い、安全で良質な水を安定的に供給できるよう努めてまいります。

３．水道事業の概要

常滑市の上水道は愛知県水道用水供給事業（以下、「県営水道」という。）の知多浄水場からの浄水（水道水）を受水し給水しております。知多浄水場の水源が平成 10 年４月から長良川になったことにより安定した水道水が供給されています。

また、水源の水質は年間を通じて概ね良好であると報告されています。

常滑市では、安全な水道水を供給するため配水区の末端水栓において、水道法に基づく水質検査を行っていきます。

(1)　給水状況　（令和６年３月 31 日現在）

区　　分	内　　容
給水区域	常滑市内
給水人口（令和５年度末）	58,672 人
普及率（令和５年度末）	99.9％
給水戸数（令和５年度末）	26,018 戸
計画一日最大給水量	24,400 ㎥
一人一日最大給水量（令和５年度末）	413 ﾘｯﾄﾙ
一人一日平均給水量（令和５年度末）	357 ﾘｯﾄﾙ

(2)　水源の状況

県営水道から必要とする給水量のすべてを受水しています。

(3)　浄水場の状況

知多浄水場

ア．所在地　　知多市佐布里西池之脇８番地

イ．供給能力　　１日最大　206,300 ㎥

４．当該水道を巡る原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

常滑市の上水道は、長良川表流水を水源とし、知多浄水場で浄水された水を、市内３カ所の配水場で受水して、各需要者に配水しています。

長良川取水口から知多浄水場へ送られた水は、浄水処理前(原水)、浄水場の出口、配水場の入り口(供給点)で県営水道により検査が行われています。

検査結果は、市内３箇所の供給点及び知多浄水場については、毎月、検査を行った月の翌月に結果書の送付を受けており、安全性を確認しています。原水については、検査を行った月の翌月に、愛知県水質試験所のホームページに結果が公表され、これにより、水質状況に問題がないことを確認しています。

また、水質に異常が認められた際などの緊急時の連絡体制を整えています。

５．水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

(1)　水質検査を行う項目

法令に基づく水質検査項目について別表のとおり水質検査を行います。

(2)　水質基準項目検査頻度

配水区の末端水栓において、毎月１回濁度を始めとした９項目の検査を実施します。

また、年１回 51 項目の検査を実施し、３ヶ月に１回消毒副生成物とされる 12 項目及び過去３年間で基準値の 20%を超えたことのある項目等について検査を実施します。

(3) 水質管理目標設定項目

使用する資機材の観点からニッケル及びその化合物、消毒副生成物等の観点からジクロロアセトニトリル、抱水クロラール及び臭気強度（ＴＯＮ)、水道施設の健全性の判断の観点から従属栄養細菌、ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）について、年１回検査を実施します。

(4) 採水地点（配水区の末端水栓）

各配水区の給水栓にて採水します。

	配水系統	採水地点	検　査　項　目
水質基準項目等検査	久米配水区（第１供給点）	多屋	全水質基準項目（51 項目）
		大野	水質基準項目（９項目）
	熊野配水区（第２供給点）	坂井	全水質基準項目（51 項目）
		桧原	水質基準項目（９項目）
	中央配水区（第３供給点）	セントレア	全水質基準項目（51 項目）
		西阿野	水質基準項目（９項目）

６．臨時の水質検査

次のような事例が認められるときは臨時の水質検査を行います。

(1)　水源付近、給水区域及びその周辺で水系感染症が流行しているとき。

(2)　配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

(3)　その他、特に必要があると認められるとき。

７．水質検査の方法

水道水質基準項目等の水質検査は民間委託で実施し、検査方法は国が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令」により実施します。委託を行うにあたっては、水道法第 20 条に定める登録検査機関のうち水道 GLP 認定機関より選定を行います。

８．その他の水質検査

色、濁り及び消毒の残留効果の３項目を市内５ヶ所で毎日検査します。

９．検査結果の評価

水質検査結果を基準に対し評価し、適合・不適合の確認を行い水道技術管理者に報告し処置をします。

10．水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画と検査結果については常滑市ホームページで公表します。また、水道課の窓口でも閲覧していただけます。

安全な水を供給するため皆様からご意見をいただくとともに、水道法の改正や過去の水質検査結果を踏まえ、毎年度水質検査計画の見直しを行います。

11．関係者との連携

水質管理を万全なものとするためには関係機関との連携は極めて重要です。

(1) 国等との連携

関係省庁及び愛知県等が実施する水質管理に関する調査への協力をするとともに、安全管理に関する情報提供について情報収集を図ってまいります。

(2) 県営水道との連携

常滑市の上水道は全て県営水道から受水しています。そのため、県営水道との連携を図り、浄水場での水質状況の把握等の情報収集を行い、安全で安定した水道水の供給に努めます。

施　設　概　要

施 設 名	所　在　地	内　　容
久米配水場	常滑市久米字砂刈地内	PC造　内径36m×高5m　　V=5,000㎥　１池
熊野配水場	常滑市西阿野字鳶ヶ巣地内	PC造　内径16m×高5m　　V=1,000㎥　1池 PC造　内径36m×高5m　　V=5,000㎥　1池
中央配水場	常滑市金山字金色地内	PC造　内径31m×高10m　　V=7,500㎥　1池
御林配水場	(池) 常滑市久米字御林地内 (P) 常滑市久米字御林地内	PC造　内径　8m×高10m　　V=　500㎥　1池 φ100mm　Q=1.04㎥/毎分　11.0KW　2台
桧原配水場	(池) 常滑市桧原字三郎谷地内 (P) 常滑市桧原字三郎谷地内	PC造　内径　9m×高5m　　V=　300㎥　1池 φ50mm　Q=0.23㎥/毎分　7.5 KW　2台
大谷配水場	(池) 常滑市大谷字猿喰地内 (P) 常滑市大谷字坂森地内	PC造　内径12.8m×高4m　　V=　500㎥　1池 φ65mm　Q=0.70㎥/毎分　7.5 KW　2台
前天神ポンプ場	常滑市矢田字谷海道地内	φ40mm　Q=0.7㎥/毎分　2.2 KW　3台
青海山ポンプ場	常滑市青海町４丁目地内	φ100mm　Q=1.56㎥/毎分　9.0 KW　2台
飛香台ポンプ場	常滑市飛香台5丁目地内	φ65mm　Q=0.55㎥/毎分　3.6KW　2台
多屋ポンプ場	常滑市多屋字茨廻間地内	φ65mm　Q=0.65㎥/毎分　11.0 KW　2台
大曽ポンプ場	常滑市字堕星地内	φ100mm　Q=0.63㎥/毎分　15.0 KW　3台 φ40mm　Q=0.28㎥/毎分　3.7 KW　2台

水質検査採水場所位置図

様式1－(2)　　水 道 水 質 検 査 計 画 表　(令和7年度)　(No.1)　　別表

水道事業者名	常滑市水道事業		大野
浄水場等名	久米配水場	水源名	知多浄水場

	検査項目	浄水水質検査 基準値等 mg/L	浄水水質検査 過去の最高値 mg/L	給水栓 検査頻度	給水栓 検査省略頻度	給水栓 検査計画頻度(回/年)	設定理由等
	毎月検査地点		1				
	全項目検査地点数		0				
1	一般細菌	1ml中100個以下	0	月1回	省略不可	12	省略不可のため月1回実施する。
2	大腸菌	検出されない	不検出			12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下					
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下					
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下					
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下					
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下					
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下					
12	フッ素及び及びその化合物	0.8mg/l以下					
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下					
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下					
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/l以下					
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04mg/l以下					
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下					
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下					
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下					
20	ベンゼン	0.01mg/l以下					
21	塩素酸	0.6mg/l以下					
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下					
23	クロロホルム	0.06mg/l以下					
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下					
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下					
26	臭素酸	0.01mg/l以下					
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下					
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下					
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下					
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下					
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下					
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下					
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下					
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下					
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下					
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下					
38	塩化物イオン	200mg/l以下	12	月1回	省略不可	12	省略不可のため月1回実施する。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下					
40	蒸発残留物	500mg/l以下					
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下					
42	(4S，4aS，8aR)－オクタヒドロ－4，8a－ジメルナフタレン－4a(2H)－オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/l以下					
43	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール(別名2－メチルイソボルネオール)	0.00001mg/l以下					
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下					
45	フェノール類	0.005mg/l以下					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0mg/l以下	0.7			12	
47	pH値	5.8～8.6以下	7.6			12	
48	味	異常でないこと	異常なし	月1回	省略不可	12	省略不可のため月1回実施する。
49	臭気	異常でないこと	異常なし			12	
50	色度	5度以下	0.5度未満			12	
51	濁度	2度以下	0.1度未満			12	

備考　※1　過去3ヶ年の検査結果が、基準値の1/5以下である時は、概ね1年に1回以上にすることができる。
※2　過去3ヶ年の検査結果が、基準値の1/10以下である時は概ね3年に1回以上にすることができる。
水質管理目標設定項目に関しては、資機材及び消毒副生成物等の観点に絞った項目について1年に1回実施する。

様式1－(2)　　水 道 水 質 検 査 計 画 表　(令和7年度)　(No.2)　　別表

水道事業者名	常滑市水道事業		多屋
浄水場等名	久米配水場	水源名	知多浄水場

	検査項目	浄水水質検査 基準値等 mg/L	浄水水質検査 過去の最高値 mg/L	給水栓 検査頻度	給水栓 検査省略頻度	給水栓 検査計画頻度(回/年)	設定理由等
		毎月検査地点	1				
		全項目検査地点数	1				
1	一般細菌	1ml中100個以下	0	月1回	省略不可	12	省略不可のため月1回実施する。
2	大腸菌	検出されない	不検出			12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	3ヶ月に1回	省略可能	1	※2であるが年1回実施する。
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.002未満			1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満			1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満		省略不可	4	省略不可のため3ヶ月毎に実施する。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.7		省略可能	1	※2であるが年1回実施する。
12	フッ素及び及びその化合物	0.8mg/l以下	0.06			1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.02未満			1	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満			1	
15	1･4－ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満			1	
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満			1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満			1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.17		省略不可	4	省略不可のため3ヶ月毎に実施する。
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満			4	
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.012			4	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.007			4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.003			4	
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満			4	
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.019			4	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.009			4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.006			4	
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満			4	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.005未満			4	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01未満		省略可能	1	※2であるが年1回実施する。
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.08			4	3ヶ月毎に実施する。
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03			1	※2であるが年1回実施する。
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01			1	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	8.4			1	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	12	月1回	省略不可	12	省略不可のため月1回実施する。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	35	3ヶ月に1回	省略可能	1	※1により年1回実施する。
40	蒸発残留物	500mg/l以下	100			4	3ヶ月毎に実施する。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			1	※2であるが年1回実施する。
42	(4S，4aS，8aR)－オクタヒドロ－4，8a－ジメルナフタレン－4a(2H)－オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/l以下	0.000001未満	発生時期に月1回		1	夏場に1回実施する。
43	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール(別名2－メチルイソボルネオール)	0.00001mg/l以下	0.000002			1	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005未満	3ヶ月に1回		4	3ヶ月毎に実施する。
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	※2であるが年1回実施する。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0mg/l以下	0.6	月1回	省略不可	12	省略不可のため月1回実施する。
47	pH値	5.8～8.6以下	7.6			12	
48	味	異常でないこと	異常なし			12	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			12	
50	色度	5度以下	0.5度未満			12	
51	濁度	2度以下	0.1度未満			12	

管理目標設定項目

3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/l以下	0.001未満	年1回	検査義務なし	1	検査義務はないため、給水区域全域を代表して多屋で検査する。
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下	0.001			1	
14	抱水クロラール	0.02mg/l以下	0.005			1	
23	臭気強度(TON)	3 以下	1 未満			1	
28	従属栄養細菌	2,000個/ml 以下	検出しない			1	
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/l以下	－			1	水質管理上留意するべき項目のため。

備考　※1　過去3ヶ年の検査結果が、基準値の1/5以下である時は、概ね1年に1回以上にすることができる。
※2　過去3ヶ年の検査結果が、基準値の1/10以下である時は概ね3年に1回以上にすることができる。
水質管理目標設定項目に関しては、資機材及び消毒副生成物等の観点に絞った項目について1年に1回実施する。

様式1－(2)　　水 道 水 質 検 査 計 画 表　(令和7年度)　(No.3)　　別表

水道事業者名	常滑市水道事業		セントレア
浄水場等名	中央配水場	水源名	知多浄水場

	検査項目	浄水水質検査 基準値等 mg/L	浄水水質検査 過去の最高値 mg/L	給水栓 検査頻度	給水栓 検査省略頻度	給水栓 検査計画頻度(回/年)	設定理由等
		毎月検査地点	1				
		全項目検査地点数	1				
1	一般細菌	1ml中100個以下	0	月1回	省略不可	12	省略不可のため月1回実施する。
2	大腸菌	検出されない	不検出			12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	3ヶ月に1回	省略可能	1	※2であるが年1回実施する。
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.002未満			1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満			1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満		省略不可	4	省略不可のため3ヶ月毎に実施する。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.61		省略可能	1	※2であるが年1回実施する。
12	フッ素及び及びその化合物	0.8mg/l以下	0.07			1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01			1	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満			1	
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満			1	
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満			1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満			1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.15		省略不可	4	省略不可のため3ヶ月毎に実施する。
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002			4	
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.014			4	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.012			4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.003			4	
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満			4	
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.021			4	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.012			4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.006			4	
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満			4	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008未満			4	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01未満		省略可能	1	※2であるが年1回実施する。
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.08			4	3ヶ月毎に実施する。
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03未満			1	※2であるが年1回実施する。
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01未満			1	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	8.1			1	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	12	月1回	省略不可	12	省略不可のため月1回実施する。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	38	3ヶ月に1回	省略可能	1	※1により年1回実施する。
40	蒸発残留物	500mg/l以下	120			4	3ヶ月毎に実施する。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			1	※2であるが年1回実施する。
42	(4S，4aS，8aR)－オクタヒドロ－4，8a－ジメルナフタレン－4a(2H)－オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/l以下	0.000001未満	発生時期に月1回		1	夏場に1回実施する。
43	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール(別名2－メチルイソボルネオール)	0.00001mg/l以下	0.000001			1	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005未満	3ヶ月に1回		4	3ヶ月毎に実施する。
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	※2であるが年1回実施する。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0mg/l以下	0.7	月1回	省略不可	12	省略不可のため月1回実施する。
47	pH値	5.8～8.6以下	7.6			12	
48	味	異常でないこと	異常なし			12	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			12	
50	色度	5度以下	0.5度未満			12	
51	濁度	2度以下	0.1度未満			12	

管理目標設定項目

31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/l以下	－	月1回	検査義務なし	1	水質管理上留意するべき項目のため。

備考　※1　過去3ヶ年の検査結果が、基準値の1/5以下である時は、概ね1年に1回以上にすることができる。
※2　過去3ヶ年の検査結果が、基準値の1/10以下である時は概ね3年に1回以上にすることができる。
水質管理目標設定項目に関しては、資機材及び消毒副生成物等の観点に絞った項目について1年に1回実施する。

様式1－(2)　　水 道 水 質 検 査 計 画 表　(令和7年度)　(No.4)　　別表

水道事業者名	常滑市水道事業		西阿野
浄水場等名	中央配水場	水源名	知多浄水場

	検査項目	浄水水質検査 基準値等 mg/L	浄水水質検査 過去の最高値 mg/L	給水栓 検査頻度	給水栓 検査省略頻度	給水栓 検査計画頻度(回/年)	設定理由等
	毎月検査地点		1				
	全項目検査地点数		0				
1	一般細菌	1ml中100個以下	0	月1回	省略不可	12	省略不可のため月1回実施する。
2	大腸菌	検出されない	不検出			12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下					
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下					
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下					
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下					
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下					
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下					
12	フッ素及び及びその化合物	0.8mg/l以下					
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下					
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下					
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/l以下					
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04mg/l以下					
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下					
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下					
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下					
20	ベンゼン	0.01mg/l以下					
21	塩素酸	0.6mg/l以下					
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下					
23	クロロホルム	0.06mg/l以下					
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下					
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下					
26	臭素酸	0.01mg/l以下					
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下					
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下					
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下					
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下					
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下					
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下					
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下					
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下					
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下					
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下					
38	塩化物イオン	200mg/l以下	12	月1回	省略不可	12	省略不可のため月1回実施する。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下					
40	蒸発残留物	500mg/l以下					
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下					
42	(4S，4aS，8aR)－オクタヒドロ－4，8a－ジメルナフタレン－4a(2H)－オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/l以下					
43	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール(別名2－メチルイソボルネオール)	0.00001mg/l以下					
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下					
45	フェノール類	0.005mg/l以下					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0mg/l以下	0.8			12	
47	pH値	5.8～8.6以下	7.7			12	
48	味	異常でないこと	異常なし	月1回	省略不可	12	省略不可のため月1回実施する。
49	臭気	異常でないこと	異常なし			12	
50	色度	5度以下	0.5度未満			12	
51	濁度	2度以下	0.1度未満			12	

備考　※1　過去3ヶ年の検査結果が、基準値の1/5以下である時は、概ね1年に1回以上にすることができる。
※2　過去3ヶ年の検査結果が、基準値の1/10以下である時は概ね3年に1回以上にすることができる。
水質管理目標設定項目に関しては、資機材及び消毒副生成物等の観点に絞った項目について1年に1回実施する。

様式1－(2)　　水 道 水 質 検 査 計 画 表　(令和7年度)　(No.5)　　別表

水道事業者名	常滑市水道事業		桧原
浄水場等名	熊野配水場	水源名	知多浄水場

	検査項目	浄水水質検査 基準値等 mg/L	浄水水質検査 過去の最高値 mg/L	給水栓 検査頻度	給水栓 検査省略頻度	給水栓 検査計画頻度（回/年）	設定理由等
		毎月検査地点	1				
		全項目検査地点数	0				
1	一般細菌	1ml中100個以下	0	月1回	省略不可	12	省略不可のため月1回実施する。
2	大腸菌	検出されない	不検出			12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下					
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下					
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下					
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下					
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下					
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下					
12	フッ素及び及びその化合物	0.8mg/l以下					
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下					
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下					
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/l以下					
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04mg/l以下					
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下					
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下					
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下					
20	ベンゼン	0.01mg/l以下					
21	塩素酸	0.6mg/l以下					
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下					
23	クロロホルム	0.06mg/l以下					
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下					
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下					
26	臭素酸	0.01mg/l以下					
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下					
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下					
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下					
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下					
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下					
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下					
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下					
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下					
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下					
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下					
38	塩化物イオン	200mg/l以下	12	月1回	省略不可	12	省略不可のため月1回実施する。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下					
40	蒸発残留物	500mg/l以下					
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下					
42	（4S，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジェオスミン）	0.00001mg/l以下					
43	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボルネオール）	0.00001mg/l以下					
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下					
45	フェノール類	0.005mg/l以下					
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3.0mg/l以下	0.7	月1回	省略不可	12	省略不可のため月1回実施する。
47	pH値	5.8～8.6以下	7.8			12	
48	味	異常でないこと	異常なし			12	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			12	
50	色度	5度以下	0.5度未満			12	
51	濁度	2度以下	0.1度未満			12	

備考　※1　過去3ヶ年の検査結果が、基準値の1/5以下である時は、概ね1年に1回以上にすることができる。
※2　過去3ヶ年の検査結果が、基準値の1/10以下である時は概ね3年に1回以上にすることができる。
水質管理目標設定項目に関しては、資機材及び消毒副生成物等の観点に絞った項目について1年に1回実施する。

様式1－(2)　　水 道 水 質 検 査 計 画 表　(令和7年度)　(No.6)　　別表

水道事業者名	常滑市水道事業		坂井
浄水場等名	熊野配水場	水源名	知多浄水場

	検査項目	浄水水質検査 基準値等 mg/L	浄水水質検査 過去の最高値 mg/L	給水栓 検査頻度	給水栓 検査省略頻度	給水栓 検査計画頻度（回/年）	設定理由等
	毎月検査地点		1				
	全項目検査地点数		1				
1	一般細菌	1ml中100個以下	0	月1回	省略不可	12	省略不可のため月1回実施する。
2	大腸菌	検出されない	不検出			12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	3ヶ月に1回	省略可能	1	※2であるが年1回実施する。
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.002未満			1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満			1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満		省略不可	4	省略不可のため3ヶ月毎に実施する。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.49		省略可能	1	※2であるが年1回実施する。
12	フッ素及び及びその化合物	0.8mg/l以下	0.07			1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.05未満			1	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満			1	
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満			1	
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満			1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満			1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.15		省略不可	4	省略不可のため3ヶ月毎に実施する。
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満			4	
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.017			4	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003			4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.004			4	
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001			4	
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.028			4	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.011			4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.008			4	
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満			4	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008未満			4	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01未満		省略可能	1	※2であるが年1回実施する。
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.08			4	3ヶ月毎に実施する。
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03未満			1	※2であるが年1回実施する。
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.004			1	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	8.4			1	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	12	月1回	省略不可	12	省略不可のため月1回実施する。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	37	3ヶ月に1回	省略可能	1	※1により年1回実施する。
40	蒸発残留物	500mg/l以下	110			4	3ヶ月毎に実施する。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			1	※2であるが年1回実施する。
42	（4S，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジェオスミン）	0.00001mg/l以下	0.000001	発生時期に月1回		1	夏場に1回実施する。
43	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボルネオール）	0.00001mg/l以下	0.000001			1	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005未満	3ヶ月に1回		4	3ヶ月毎に実施する。
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	※2であるが年1回実施する。
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3.0mg/l以下	0.6	月1回	省略不可	12	省略不可のため、月1回実施する。
47	pH値	5.8～8.6以下	7.8			12	
48	味	異常でないこと	異常なし			12	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			12	
50	色度	5度以下	0.5度未満			12	
51	濁度	2度以下	0.1度未満			12	

管理目標設定項目

31	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005mg/l以下	－	月1回	検査義務なし	1	水質管理上留意するべき項目のため。

備考　※1　過去3ヶ年の検査結果が、基準値の1/5以下である時は、概ね1年に1回以上にすることができる。
※2　過去3ヶ年の検査結果が、基準値の1/10以下である時は概ね3年に1回以上にすることができる。
水質管理目標設定項目に関しては、資機材及び消毒副生成物等の観点に絞った項目について1年に1回実施する。

お問い合わせ先

常滑市役所　建設部水道課　工務・給水チーム

〒479-8610　愛知県常滑市飛香台３丁目３番地の５

ＴＥＬ　０５６９－３５－５１１１

http://www.city.tokoname.aichi.jp/kurashi/suido/

愛知県水質試験所

〒470-0151　愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西４８－２６５

ＴＥＬ　０５６１－３８－８６７７

http://www.pref.aichi.jp/suishitsushiken/